

**仙台市フレイル予防応援教室
委託事業者募集要項**

令和 7 年 3 月

仙 台 市

仙台市フレイル予防応援教室委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

仙台市一般介護予防事業におけるフレイル予防応援教室事業の業務を効率的かつ効果的に実施するため、単に「価格」による競争ではなく、フレイル予防応援教室の役割への理解、専門的な技術や知識、経験等を評価する必要があるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募を行う。

2 委託業務概要

(1) 委託業務内容

ア「仙台市フレイル予防応援教室（通所型）業務委託実施仕様書」参照

イ「仙台市フレイル予防応援教室（出張型）業務委託実施仕様書」参照

(2) 委託契約期間 令和7年6月10日から令和8年3月31日まで

3 募集事業所数

(1) 募集事業所数

- ・通所型・出張型合わせて20事業所を募集する。
- ・通所型は、応募事業者が所有している建物で本事業を実施するものであり、出張型は、地域の集会所等、高齢者が集まりやすい場所を会場として、応募事業者がその場所に出向いて本事業を実施する。

(2) 同法人による複数箇所の応募について

同一法人が複数箇所において応募する場合には、実施場所ごとに応募を受け付ける。

(3) 各区における委託予定事業所数（通所は事業所の所在地、出張は開催場所）

- ・青葉区6事業所、宮城野区3事業所、若林区4事業所、太白区5事業所、泉区2事業所程度
- ・市内全域に事業所を配置する目的から、各区で選定する事業所数は、応募状況により調整を行うことがある。

(4) 出張型の実施場所

ア 出張型の実施については、原則、応募事業者自らで実施場所を確保したうえで応募を行うものとする。

イ 以下の地区は、あらかじめ本市で実施場所を想定しているため、その地区で実施を希望する場合は、事前に本市へ確認すること。なお、実施する曜日や時間は、受託事業所決定後に提案内容を本市及び実施場所と協議のうえ、決定となる。

<本市で実施場所を想定している地区>

- ・宮城野区（燕沢・鶴ヶ谷・東仙台周辺）、若林区（河原町地区）、太白区（八木山地区）・太白区（富沢地区）、泉区（長命ヶ丘地区）、泉区（泉パークタウン地区）

4 応募資格

(1) 法人であること（法人格を有していること）

複数の法人により構成されたグループによる応募は認めない。

(2) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ・法律行為を行う能力を有しない者
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている法人
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
 - ・本市におけるフレイル予防応援教室の実施事業者選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に利益を得るために連合した者
 - ・法人市民税（仙台市）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ※関係法令は P7 【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令を参照

(3) 事業を実施する建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していることが前提であり、応募者が当該使用権原を有していない場合は、設備に関する基準を満たさないものとする。（通所型に限る）

5 人員基準・設備基準

「仙台市フレイル予防応援教室（通所型）業務委託実施仕様書」参照

「仙台市フレイル予防応援教室（出張型）業務委託実施仕様書」参照

6 審査方法

(1) 審査の内容・配点

審査	内容	配点
書類審査	応募書類から事業者の状況、実施体制、及び本サービス提供に当たっての基本方針等について審査	100

以下、(2) の審査基準に基づき評価を行う。

なお、選定にあたっては、①得点、②同一及び近隣圏域内における委託予定事業所数の状況を踏まえて総合的に判断する。なお、出張型の選定にあたっては、点数が並んだときは、市内にある事業所を優先する。市内の事業所が複数ある際は区内にある事業所を優先する。

書類審査を実施した結果、以下、(2) のイが審査委員の 1 人でも 25 点未満の場合は、上位評価事業者であっても委託予定事業者として選定しない。また、応募事業所数が募集事業所数に達しない状況であっても、同様の扱いとする。

(2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準を基にフレイル予防応援教室を運営する能力を総合的に評価す

る。なお、総合評価の判断基準として点数制を採用する。

ア 事業所の状況及び実施体制 (30点)

応募事業者における事業実績、実施施設の設備、運営方針、個人情報管理、安全管理、財務状況、職員の資質向上、職員体制、見積りの妥当性について審査を行う。

イ フレイル予防応援教室実施計画 (70点)

栄養プログラムの実施内容 (実施しない場合は代替えの内容)、口腔プログラムの実施内容 (実施しない場合は代替えの内容)、12回のプログラムの具体的な内容とその根拠、これまで培ってきた経験と実績をどう事業に反映させるか、随時募集受け入れの工夫、地域包括支援センターとの連携、事業卒業後のセルフケアや外出を定着させるための工夫、フレイル予防手帳の活用について審査を行う。

7 応募方法

- (1) 提出期間 令和7年4月1日(火)から4月15日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課
仙台市青葉区国分町三丁目7-1 (仙台市役所本庁舎6階)
- (3) 提出方法 持参(開庁時間内のみ)、または郵送のいずれかの方法により提出すること。なお、郵送の場合、信書を送付できること、配達状況の追跡が可能であること、郵便受け配達ではなく対面配達であることの3点を満たすサービスを利用すること。また、上記提出期間内に提出先へ到達するよう留意すること。
- (4) 提出書類 「仙台市フレイル予防応援教室委託事業者応募書類」参照
- (5) 留意事項 応募に当たっては2(1)で示すいずれかの事業、もしくはその両方を選択して申込みを行うこと。

8 選定結果の通知等

発表日時		通知・公表
フレイル予防応援教室 (通所型)(出張型)	書類審査 令和7年5月15日(木)	文書にて通知、HP公表

審査結果については応募事業者全てに通知を郵送する。発表後5日経っても届かない場合は事務局に照会すること。

応募資格を満たしていない場合又は応募書類等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、審査に合格したとしても委託予定事業者の資格を失うことがある。

9 開示請求の受付

応募事業者は自らの選考結果について、事務局に対して口頭で開示請求することができる。

- (1) 開示内容 応募事業者自らの総合得点及び順位
- (2) 開示期間 令和7年5月15日(木)から5月22日(木)午後5時まで
- (3) 申込方法 開示請求を行う事業者が、当該事業者の職員であることを証明するもの(職員証等)

を持参の上、開庁時間内に事務局へ口頭により申し出ること。

10 契約

- (1) 委託予定事業者となった者は、令和7年6月10日に業務委託契約を締結し、契約締結後に参加者の受付を開始する。
- (2) 委託予定事業者は、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、個人情報の管理について必要な研修を受講するとともに、契約締結前に本市が実施する個人情報の取り扱いに関する現地調査を受け、個人情報を取り扱うことの承認を得ること。
- (3) 仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

11 業務委託料

(1) 委託料の見積上限金額

委託料については、見積額の上限を設定する。契約期間内（令和7年6月10日～令和8年3月31日※この期間のうち、令和7年7月の第1回目の通所サービス開始から令和8年3月の最後のサービス提供まで）の上限額は以下のとおりとする。応募事業者は必要額を算定し、見積書を本市に応募書類として提出する。契約締結後は、見積金額に準じた委託料を本市より支出する。

※見積金額は、教室1回及びプログラム実施に要する人件費・教室運営費等を換算すること。

※見積りにあたっては見積上限以下となるようにすること。

※上限額は以下のとおり。

ア 「フレイル予防応援教室(通所型)」…最大1,320千円(税込み)

(消費税込み、契約期間内に最大実施回数分事業を実施した場合)

内訳 ※全て税込み

○教室開催費用(1回あたり)

【月利用者数】 1～5人(定額)	22,500円(上限)
6～10人(1人増えるごとに加算)	2,500円(上限) ※1人分の加算

○口腔プログラム実施分(1回あたり) 10,000円(上限)

○栄養プログラム実施分(1回あたり) 10,000円(上限)

イ 「フレイル予防応援教室(出張型)」…最大1,500千円(税込み)

(消費税込み、契約期間内に最大実施回数分事業を実施した場合)

内訳 ※全て税込み

○教室開催費用(1回あたり) ※出張に伴う会場使用料含む

【月利用者数】 1～5人(定額)	27,500円(上限)
6～10人(1人増えるごとに加算)	2,500円(上限) ※1人分の加算

○口腔プログラム実施分(1回あたり) 10,000円(上限)

○栄養プログラム実施分(1回あたり) 10,000円(上限)

(2) 委託料に含まれるもの

ア フレイル予防応援教室(通所型)

人件費、事務運営費（備品費、消耗品費、保険料、通信費、光熱水道費等教室運営にかかるもの）、消費税及び地方消費税

イ フレイル予防応援教室（出張型）

人件費、事務運営費（備品費、消耗品費、保険料、通信費、光熱水道費、会場使用料、出張費等教室運営にかかるもの）、消費税及び地方消費税

（3）留意事項

教室開催費のなかの事務運営費にあたる部分は、本事業に係る事務運営費相当分の費用として支出する。そのため、本事業の実施に関わらない他の事業に必要な物品を購入するため等の目的で活用することを認めない。

12 留意事項

- （1）企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は応募者の負担とする。
- （2）審査を行う構成員、応募状況についての質問は一切受け付けない。
- （3）提出された応募書類は返却しない。
- （4）応募書類提出後、応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで報告すること。なお、取り下げにより不利益な取り扱いを行わない。

13 質問書の受付

本募集要項、仕様書及び応募書類の内容に不明な点がある場合は、事務局へ質問書を提出することにより確認することができる。

- （1）提出期間 令和7年3月24日（月）から3月31日（月）午後5時まで（必着）
- （2）提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課
FAX 022-214-8980 E-Mail fuk005140@city.sendai.jp
- （3）提出方法 質問書（様式第13号）を用いてFAXまたは電子メールのいずれかの方法により提出すること。送信後に必ず地域包括ケア推進課あてに電話で確認を行うこと。
- （4）回答方法 令和7年4月4日（金）以降に本市ホームページに質問内容への回答を公表する。
- （5）留意事項 電話等による質問は一切受け付けない。

14 応募希望事業者向け説明会

公募に関する説明会を以下のとおり開催する。

説明会への参加は必須ではないが、応募を検討している場合は出来るだけ参加をすること。なお、説明会への参加の有無は、公募における審査・採点に一切影響しない。

開催日時	令和7年3月24日（月）午後2時～4時 （受付：午後1時45分～2時）
会場	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎2階会議室
参加申込み	①参加にあたっては、電子申請システムにて事前申込み（リンク先はホームページ上に公開）とし、電子申請システムの利用が難しい場合に限り、メールで申込みを受け付ける。（この場合は送信後に必ず地域包括ケア推進課あてに電話で確認を行うこと）

	②申込みの期間は、令和7年3月21日（金）午前12時まで
その他	<p>①説明会参加者は各法人原則2名までとする。</p> <p>②説明会において資料は配付しないため、事前にホームページから資料を印刷し、当日持参すること。</p> <p>③当日は駐車場がないため来場には公共交通機関を利用すること。</p> <p>④当日、公募の内容等についての質問は受け付けない。 （質問方法は、「13 質問書の受付」参照）</p>

15 全体スケジュール

募集要項等の公表（※）	公 表 令和7年3月14日（金）頃
応募希望事業者向け説明会	日 時 令和7年3月24日（月）
	場 所 仙台市役所本庁舎2階会議室
募集要項等に対する 質問受付期間及び回答日	質問期間 令和7年3月24日（月）から同年3月31日（月）
	回 答 日 令和7年4月4日（金）
応募書類受付期間	受付期間 令和7年4月1日（火）から同年4月15日（火）
審査結果の通知、公表（※）	通知・公表 令和7年5月15日（木）
受託事業者説明会	日 時 令和7年5月28日（水）オンワード樫山10階

（※）募集要項等及び委託事業者の公表は、本市ホームページにて行う。

【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の 4

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 142 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 180 条の 5

6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

